

平成 28 年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)
公募要領
【第三次公募】

平成 28 年 10 月
一般財団法人環境イノベーション情報機構

一般財団法人環境イノベーション情報機構(以下「当機構」という。)では、環境省から平成 28 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)の交付を受け、地方公共団体における、地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定・改定作業や同計画に基づくエネルギー起源CO₂の排出削減に係る企画・実行・評価・改善のための体制整備に向けた調査・検討及び省エネルギー設備等を導入する事業に対する補助金を交付する事業(以下「本補助金」という。)を実施しています。

本補助金の目的や内容、応募方法、留意事項については、この公募要領に記載するとおりです。本補助金に応募される方は御熟読ください。

本補助金の補助事業として採択された場合には、平成 28 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)交付規程(平成 28 年 4 月 28 日 EIC 第 280428001 号)(以下「交付規程」という。)に従って、本補助金の交付申請の申請等を行っていただくこととなります。

また、今回の第三次公募は、交付規程第3条1項に規定する「事務事業編等の強化・拡充支援事業(第1号事業)」についてのみ公募を行いますので、御承知おきください。

なお、採択された際には、政府が推進する地球温暖化対策のための国民運動「[COOL CHOICE](#)」に、可能な範囲で御協力いただく可能性があります。

本補助金に応募される皆様へ

当機構の本補助金は、国庫補助金等の公的資金を財源としております。そのため社会的にその適正な執行が強く求められており、以下の点を十分認識した上で、本補助金の応募を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 本補助金の応募者が当機構に提出する書類には、いかなる理由があっても虚偽の内容の記述を行わないでください。
- 2 本補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号)の第 29 条から第 33 条において規定された罰則が適用されます。
- 3 当機構が本補助金の交付決定を通知する前に本補助金の実施に係る契約を締結した場合、その契約内容については、本補助金の交付対象とはなりませんので御注意ください。

目次

I. 補助金の目的及び内容.....	1
1. 補助金の目的.....	1
2. 対象事業の要件.....	1
3. 補助金の応募ができる者.....	1
4. 補助対象経費.....	1
5. 補助金の応募申請額.....	3
II. 事業の実施.....	4
1. 応募後の流れ.....	4
2. 留意事項.....	5
III. 応募方法.....	6
1. 応募の方法.....	6
2. 問合せ先.....	7

I. 補助金の目的及び内容

1. 補助金の目的

本補助金は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)(以下「事務事業編」という。)の策定・改定作業や、同計画に基づく取組の大胆な強化・拡充を促し、取組の企画・実行・評価・改善(以下「カーボン・マネジメント」という。)のための体制整備・強化に向けた調査・検討に要する経費を補助することにより、地方公共団体が保有する施設の省エネルギー化を促進し、それによって国の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)に掲げる温室効果ガス削減目標の達成に貢献し、低炭素社会の実現に資することを目的としています。

2. 対象事業の要件

本補助金の対象事業は次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)とします。

○事務事業編等の強化・拡充支援事業(第1号事業)

次の1)又は2)に該当し、かつ3)に該当していること。

- 1) 事務事業編を国の地球温暖化対策計画の目標等と比べて遜色ないものとして策定・改定する事業であること。
- 2) 事務事業編に基づく取組が現行のものとは比べて大幅な強化・拡充となるものであること。
- 3) カーボン・マネジメントを行う体制の整備・強化に向けた調査・検討を行う事業であること。

3. 補助金の応募ができる者

本補助金の応募ができる者は、都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合とします。

4. 補助対象経費

補助事業に要する経費として認める経費(以下「補助対象経費」という。)は、表1に掲げる経費とし、かつ補助事業で使用されたことが証明できるものとします。

表1 第1号事業の補助対象経費

費目	細分	内 容
人件費	人件費	補助事業に直接従事する者の作業時間に対する人件費をいう。
業務費	賃 金	補助事業を行うために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額が分かる資料を添付すること。
	共済費	補助事業を行うために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額が分かる資料を添付すること。

諸謝金	補助事業を行うために必要な会議等に出席した外部専門家等に対する謝金をいう。
旅 費	補助事業を行うために必要な旅行に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
印刷製本費	補助事業を行うために必要な資料等の印刷に係る経費をいう。
通信運搬費	補助事業を行うために必要な郵便料等通信費をいう。
委託料	補助事業を行うために必要となる特殊な技能又は資格を必要とする業務等を外注する場合に要する経費をいう。
使用料及び賃借料	補助事業を行うために必要な会議に係る会場使用料や測定機器等のレンタル費用(借料)をいい、目的、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
消耗品費	補助事業を行うために必要な事務用品等消耗品の購入に係る経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額が分かる資料を添付すること。
システム等調整費	<p>補助事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等の調査、設計、製作、試験及び調整に要する経費をいう。</p> <p>当機構からの交付決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)が直接、調査、設計、製作、試験及び調整を行う場合においてはこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び調整を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>

5. 補助金の応募申請額

本補助金の応募申請額は、補助基本額(総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と、補助対象経費とを比較して少ない方の額)に次に掲げる事業の応募者ごとに定められた割合を乗じた額となります。算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて本補助金の応募申請額としてください。

○事務事業編等の強化・拡充支援事業(第1号事業)

1) 都道府県・政令市の場合

2分の1(ただし、算出された額が 1,000 万円を超える場合は 1,000 万円とする。)

2) 政令市未満市町村、特別区及び地方公共団体の組合の場合

定額(ただし、算出された額が 1,000 万円を超える場合は 1,000 万円とする。)

Ⅱ. 事業の実施

1. 応募後の流れ

応募後の本補助金の流れは次のとおりです。

(1) 審査による採択

応募申請書類を受理後、外部有識者等から構成される審査委員会での審査を経て、補助事業の採択又は不採択いずれかの結果を応募者に通知します。審査期間は、公募締め切り後、1か月程度を予定しています。

具体的な審査基準については今後審査委員会にて決定されますが、審査のポイントは別添の内容を想定しています。

(2) 交付申請

採択通知を受けた応募者には、補助金の交付申請書を当機構に提出していただきます。交付申請の手続は交付規程に従って行ってください。

(3) 交付決定

提出された交付申請書の審査を行い、申請内容が適当と認められたものについては交付の決定を行います。

交付決定後、交付申請書の添付書類として提出された「補助事業概要書」(申請版)については、採択された補助事業の概要として、当機構のホームページで公表する予定です。

(4) 補助事業の開始

補助事業者は、交付決定通知書を受理した後、補助事業を開始することができます。

当機構が公募を開始した日以降から交付決定を受ける日までの間に補助事業の実施に係る契約の締結に向けた準備行為(入札公告、落札者決定等)を行うことは認めますが、その契約締結日が交付決定日より前となる補助事業の経費については、補助対象経費として認められませんので御注意ください。

また、当該契約の相手方を選定するに当たっては、原則として競争原理が働く手続によらなければなりません。

(5) 補助事業の計画変更

補助事業者は、交付決定された補助事業内容を変更しようとするとき(ただし、軽微な変更を除く。)は、変更交付申請書又は計画変更承認申請書を当機構に提出する必要があります。

(6) 完了実績報告及び補助金額の確定

補助事業者は、補助事業完了(※)後 30 日以内又は当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い日まで(当日消印有効)に、完了実績報告書を当機構に提出しなければなりません。

補助事業の完了日については、当該年度の2月末日を超えないようにしてください。

当機構は、上記の完了実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じた現地確認を実施し、補助事業の実施結果が本補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、交付額確定通知書を補助事業者へ通知します。

※「補助事業完了」とは、補助事業者による報告書の検収が完了し、施工業者等から補助事業者への物件の引渡しとその経費の支払が完了したことをいいます。

(7) 補助金の支払

当機構から交付額確定通知書を受けた後、補助金の支払を受けようとするときは、精算払請求書を当機構に提出する必要があります。当機構は精算払請求書を受領した後、その内容を確認の上、適当と判断した場合は、補助事業者へ補助金の支払を行います。

(8) その他

上記(1)～(7)の他、必要な事項は交付規程に定めていますので、御参照ください。

2. 留意事項

(1) 補助事業の経費

補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。これらの帳簿及び証拠書類は補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、当機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 取得財産の管理

補助事業者は、交付規程に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。また、耐用年数に達していない財産の処分制限等があります(詳細については、交付規程の第8条第十二号を参照ください。)。場合によっては、補助金の返還が必要になることがあります。

なお、取得財産等には、環境省による補助事業である旨を明示しなければなりません。

Ⅲ. 応募方法

1. 応募の方法

(1) 応募受付期間

応募受付期間は、平成 28 年 10 月 3 日(月)から平成 28 年 10 月 24 日(月)まで(当日必着)です。

(2) 応募申請書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次に示すとおりです。

○ 応募に必要な様式一式

当機構のホームページ掲載の【[応募に必要な様式一式](#)】を参照し、Word・Excel ファイルをダウンロードして別紙 [応募申請書ファイルの作成の仕方](#)を参照の上、書類を作成してください。

応募に必要な様式一式は、表2に示すとおりです。

表2 応募に必要な様式一式

様式第1 応募申請書
別紙1-1 事業実施計画書(第1号事業用)
別紙1-2 経費内訳(第1号事業用)
別紙1-3 カーボン・マネジメント体制の整備に向けた基本方針

(3) 応募申請書類の提出方法及び提出先

「(2) 応募申請書類」を「(1) 応募受付期間」内に、郵送又は持参で以下の提出先まで御提出ください。

※封筒に「平成 28 年度地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業【第三次公募】 第1号事業」と赤字で明記すること。

(提出先)

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町38 鳥本鋼業ビル3階

TEL:03-5209-7103 FAX:03-5209-7105

(4) 提出部数

「(2)応募申請書類」に示すものを紙媒体で 2 部(正本は 1 部)、当該書類の Word・Excel・PowerPoint 形式の電子データを保存した電子媒体(CD-ROM 等、事業者名を必ず記載すること。)を1枚、それぞれ提出してください。

提出された応募申請書類は返却しませんので、適宜写しを控えておいてください。

(5) その他

応募に当たっては、本公募要領以外に、次のものも参照してください。

- 1) 平成 28 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業) 交付規程
- 2) 平成 28 年度地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業に係る Q&A 集【第三次公募用】

2. 問合せ先

本公募の内容に関して質問のある方は、「(1)所属・氏名(2)連絡先(電話番号及びメールアドレス)(3)対象事業(第1号事業)(4)質問内容」を記載の上、件名を「平成 28 年度地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業【第三次公募】に関する問合せ」とし、下記のアドレスまで電子メールをお送りください。

送付先メールアドレス: jigyo-0@jigyo.eic.or.jp

別添 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 審査のポイント(第1号事業)

対象書類	評価項目	評価の視点	
(ア)事業実施計画書 (別紙1-1)	1. 事業の内容	○事業要件	事業の内容が①又は②、かつ③に該当するか。 ①事務事業編と国の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)の目標等と比べて遜色ないものとして策定・改定する事業であること。 ②事務事業編に基づく取組が現行のものに比べて大幅な強化・拡充となるものであること。 ③カーボン・マネジメントを行う体制の整備・強化に向けた調査・検討を行う事業であること。
		○事業者の事務及び事業(事務事業編)における温室効果ガス総排出量の把握	事業者の事務及び事業(事務事業編)から排出される温室効果ガス(特にエネルギー起源CO ₂)の総排出量を正確に把握できている、又は現在調査もしくは本事業で調査を実施するものであるか。
		○事業者の事務及び事業(事務事業編)における温室効果ガス総排出量の分析	事業者の事務及び事業(事務事業編)から排出される温室効果ガス(特にエネルギー起源CO ₂)排出量の特性についての的確に分析がなされている、又は現在分析もしくは本事業で分析を実施するものであるか。
		○事業の目的	事業の目的が本事業の主旨と照らして整合的であるか。
		○事業の具体的内容	事業の内容が本事業の主旨と照らして整合的であるか。
		○事業のスケジュール	スケジュールが明確に示され、当該年度の2月末までに事業完了が見込めるか。
	2. 実施体制等	○実施体制	進捗管理・経理・契約手続など、補助事業を確実に実施できる体制となっているか。
	○資金計画	資金調達計画に無理がなく(予算計上等)、事業遂行上問題がないか。	
(イ)カーボン・マネジメント体制の整備に向けた基本方針(別紙1-3)	1. カーボン・マネジメント体制	○カーボン・マネジメント体制	首長(又は組織全体を統括できる役職)をトップとするカーボン・マネジメント体制の構築ができている、又はこれを目指す方針であるか。
		○カーボン・マネジメントの対象施設	事業者の事務及び事業(事務事業編)に関係する全ての施設を把握し、カーボン・マネジメントの対象としているか。
		○職員意識の啓発や関係団体への協力要請	職員意識の啓発(特に職員研修や情報周知)や施設管理委託業者・指定管理者等の関係団体への協力要請について、具体性・実効性を有するか。
		○評価・改善	エネルギー起源CO ₂ の排出量削減の評価・改善に関して、主な対象施設ごとに定量的な削減目標を設定し、特に首長等による年次総括を実施し、責任者を配置するなど、実効性が担保された体制である、又はこれを目指すものであるか。
	2. 温室効果ガス排出量の削減目標	○目標の高さと明確さ	事務事業編の削減目標の設定において、2030年度に業務その他部門でエネルギー起源CO ₂ を約40%削減(2013年度比)という地球温暖化対策計画の目標水準に照らして遜色ない目標を目指すものである、又は従前より高い削減目標を目指すような見直しを実施する方針となっているか。
3. 設備機器の新規整備又は更新等	○設備機器の新規整備及び更新に関する計画や省エネ機器の導入基準	事務事業編において、設備機器の更新計画や更新基準が規定されており、機器の新規購入・機器の更新に当たっては環境省指定先進的高効率設備機器などCO ₂ 削減効果の高い機器を導入する旨が規定されている、又はこれと同等の内容が方針に記載されているか。	
(ウ)経費内訳(別紙1-2)	経費内訳	○積算の正確さ	経費内訳及び見積書の金額、数量等が正しい計算になっているか。

[応募に必要な様式一式]

様式第1 応募申請書

別紙1-1 事業実施計画書(第1号事業用)

別紙1-2 経費内訳(第1号事業用)【Excel】

別紙1-3 カーボン・マネジメント体制の整備に向けた基本方針

様式第 1

番号

平成 年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

申請者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)【第三次公募】応募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

1. 事業実施計画書
2. 経費内訳
3. カーボン・マネジメント体制の整備に向けた基本方針
4. その他参考資料

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 事業実施計画書(第1号事業用)

事業名				
事業実施の 団体名				
分類				
会計の区分				
申請者 (代表事業者)	代表者			
	氏名	役職名		所在地
	事業責任者			
	氏名	役職名		所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業担当者			
	氏名	役職名		所在地
電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
共同事業者 (共同実施の 場合のみ)	団体名	代表者		
		氏名	役職名	所在地
<1. 事業の内容>				
<p>1) 次の①～③の区分に当てはまるものの番号に○を入れてください。</p> <p>①事務事業編を国の地球温暖化対策計画に掲げる目標等と比べて遜色ないものとして策定・改定する事業であること。</p> <p>②事務事業編に基づく取組が現行のもの比べて大幅な強化・拡充となるものであること。</p> <p>③カーボン・マネジメントを行う体制の整備・強化に向けた調査・検討を行う事業であること。</p> <p>2) 事業者の事務及び事業(事務事業編)における温室効果ガス(特にエネルギー起源 CO₂)総排出量の把握</p> <p>3) 事業者の事務及び事業(事務事業編)における温室効果ガス(特にエネルギー起源 CO₂)総排出量の分析</p>				

<p>4) 調査対象施設の規模及び施設内の主な設備機器の把握</p> <p>＜調査対象施設の規模＞</p> <p>(A) 建築物の用途</p> <p>(B) 延べ床面積(m²)・築年数(年)</p> <p>(C) 2015年度におけるエネルギー(電気(kWh)・ガス(m³)等)の年間の使用量</p> <p>＜施設内の主な設備機器＞</p> <p>5) 事業の目的</p> <p>6) 事業の内容</p> <p>7) 事業のスケジュール</p> <p>＜交付申請の時期＞</p> <p>＜入札・契約の時期＞</p> <p>＜役務契約の履行期間＞</p>
<p>＜2. 実施体制等＞</p> <p>1) 実施体制</p> <p>2) 資金計画</p>
<p>＜3. 事業実施に関連するその他の事項＞</p> <p>1) 国の環境モデル都市等への選定状況</p> <p>2) 他の補助金との関係</p> <p>3) 許認可、権利関係等の調整状況</p>
<p>＜4. 確認事項＞</p> <p>公募要領「1. 補助金の目的及び内容」「2. 対象事業の要件」の他、今後、環境省が実施している地方公共団体を対象とした「地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」に誠実に毎年度回答することを承諾の上、本申請書を提出します。</p> <p>チェック欄</p> <p><input type="checkbox"/> (←内容を確認し、承諾する場合、左欄に「レ点」でチェックを入れること。)</p>

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業
【経費内訳（第1号事業用）】

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 ※(1)-(2)	(4) 補助対象経費支出予定額
	円	円	0 円	0 円
	(5) 基準額	(6) 選定額 ※(4)と(5)を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 ※(3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (千円未満切捨て) ※(7)×補助率
	- 円	円	円	円

(4) 補助対象経費支出予定額の内訳		
経費区分・費目	金額 (円)	積算内訳
小計	0	
消費税	0	
合計	0	

カーボン・マネジメント体制の整備に向けた基本方針

申請者()は、標記の基本方針について、次のとおり取り組みます。

1. カーボン・マネジメント体制について

1)カーボン・マネジメント体制

2)カーボン・マネジメントの対象施設

3)職員意識の啓発や関係団体への協力要請

<職員意識の啓発>

<関係団体への協力要請>

4)実施方法・評価・改善

2. エネルギー起源 CO₂ 排出量の削減目標について

<2013 年度の事務事業編におけるエネルギー起源 CO₂ 排出量>

<2030 年度の事務事業編における2013 年度と比較したエネルギー起源 CO₂ 排出削減量(t-CO₂)・削減率(%)>

3. 設備機器の新規整備及び更新に関する計画や省エネ機器の導入基準について

<設備機器の新規整備及び更新に関する計画>

<省エネ機器の導入基準>